### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、定住促進及び空き家の有効活用等を目的として住宅の取得に要する費用に対し、予算の範囲内で只見町住宅取得支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付及び手続に関し、この要綱に定めがない事項については、只見町補助金等の交付に関する規則(平成12年3月30日規則第4号。 以下「規則」という。)の定めるところによる。

#### (定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 住宅 自己の居住の用に供し、生活するために必要な家屋で、玄関、居室、トイレ及び台所を備える延床面積が55平方メートル以上の一戸建て住宅をいう。ただし店舗等との併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されており、かつ、当該部分の延床面積が55平方メートル以上であること。
- (2) 新築住宅 自己の所有のために町内で初めて取得した一戸建て住宅、又は、併用住宅であって、その建設後使用されたことのないものをいう。ただし、建築又は購入しかつ所有権登記したものに限るものとし、既存建築物を建て替えたものを除く。
- (3) 中古住宅 町内に既存する住宅のうち、過去に住居として使用され、本町の家屋課税台帳 に登録されているものをいう。
- (4) 定住 本町の住民として永住の意思を持って居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項に規定する本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が本町にあることをいう。
- (5) 基準日 住宅の新築にあっては当該住宅の工事の契約締結日、住宅の購入にあっては当該住宅の購入の契約日をいう。
- (6) 転居者 既に町内に住所を有している者が新築住宅又は中古住宅を取得し、その住宅に入居した日までの期間が1年未満である者とする。
- (7) 転入者 転入の日から住宅に入居した日までの期間が1年未満であり、かつ、転入の日前 1年において、町内に世帯員全員が住所を有していなかった者とする。
- (8) 子育て世帯 基準日において、15歳に達する月以降の最初の3月31日までにある子がいる世帯(補助金の交付申請時においては妊娠中の子も含む)。
- (9) 空き家・空き地バンク登録物件 町内の空き家及び空き地 (宅地) の有効活用を目的として、只見町において運営している制度に登録された物件のことを言う
- (10) 町内施工業者 町内に本店、支店、営業所等を有する法人又は、町内に主たる事業所を有する個人の事業者をいう。
- (11) 町税等 町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、及び上下水道料をいう。

#### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受ける事ができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てに 該当する者とする。

- (1) 自ら居住するため新築・中古住宅を取得した転居者又は転入者であること。
- (2) 対象住宅に5年以上継続して定住すること。
- (3) 県外からの転入者においては、定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に基準日 以前の期間が原則として1年以上記録されていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。

- (1) 補助対象者又は同一世帯の者が暴力団員である場合
- (2) 所有する住宅が公共事業のため収用され、当該収用に伴い取得した場合
- (3) 既にこの要綱による補助を受けた事がある者
- (4) 補助対象者又は同一世帯の者に町税等の滞納がある場合
- (5) その他町長が不適当と認める者

#### (交付対象住宅)

- 第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、次の各号に掲げる要件を 満たす住宅とする。
  - (1) 令和3年4月1日以降に対象住宅の取得に係る契約を締結したもの。
  - (2) 建築基準法等の関係法令に適合していること。

#### (補助対象経費)

- 第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、住宅の取得に要した経費とし、次の経費を除いた ものとする。
- (1) 新築住宅の建築又は購入時に要する土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金を活用する場合の当該対象経費

## (補助金の額)

- 第6条 この補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内又は別表1により算出した補助基本額と 各加算額の合計のうちいずれか低い額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)とす る。
- 2 前項に規定する補助金のほか、県外からの転入者で、「来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱(平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知)」に定める要件に該当する場合においては、当該事業の補助金交付要綱に基づき、対象となる補助金額を加算するものとする。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

#### (補助金交付申請)

- 第7条 補助金の交付の申請は、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記が完了した日から起算して6か月以内において、只見町住宅取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、町長は必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。
  - (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
  - (2) 位置図、平面図及び求積表
  - (3) 世帯全員の住民票の写し(住民票謄本)
  - (4) 県外に継続して1年以上居住していたことを証明できる戸籍の附票
  - (5) 世帯全員の町税の納税証明書(転入の場合、前住所地の市区町村のもの)
  - (6) 建物の登記事項証明書の写し (新築及び購入の場合)
  - (7) 新築、購入した住宅の写真(全景や工事内容のわかるもの)
  - (8) 領収書の写し(支払額の確認がとれるもの)
  - (9) 検査済証の写し(新築の場合)
  - (10) 承諾書兼誓約書(様式第2号)
  - (11) 母子健康手帳の写し (子を妊娠中の場合のみ)
  - (12) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項各号のうち町長が当該事項について、公簿等により確認できる場合は、添付を省略することができる。

#### (補助金の交付決定)

第8条 町長は前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、只見町住宅取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は只見町住宅取得支援事業補助金交付却下通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

#### (申請内容の変更等)

- 第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は取り下げするときは、只見町住宅取得支援事業補助金変更(取り下げ)承認申請書(様式第5号)を町長に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、只見町住宅取得支援事業補助金変更(取り下げ)承認通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

#### (補助金の請求)

第10条 補助金の請求は、交付決定の日から起算して2か月以内又は、交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに只見町住宅取得支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出して行うものとする。

#### (補助金の交付の取消し等)

- 第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
  - (2) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき
  - (3) 町税等を滞納したとき
  - (4) その他町長が不適当と認めたとき
  - 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、只見町住宅取得支援事業補助金取消通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により補助金の交付決定を取り消しした場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。
  - 4 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は直ちに当該補助金を返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、返還する金額の全部又は一部を免除することができる。

#### (補助金の返還請求)

- 第12条 町長は、前条の規定により補助金の返還をさせる場合は、当該申請者に対し、只見町住宅 取得支援事業補助金返還請求書(様式第9号)により当該補助金の返還の請求をするものとす る。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の返還をさせる場合において、第3条の対象者の要件に違反 しているときは、次の各号に掲げる居住期間に応じ、当該各号に掲げる額について返還を請求す るものとする。
  - (1) 1年未満のとき 補助金の全額
  - (2) 1年以上2年未満のとき 補助金の額の10分の8の額
  - (3) 2年以上3年未満のとき 補助金の額の10分の6の額
  - (4) 3年以上4年未満のとき 補助金の額の10分の4の額
  - (5) 4年以上5年未満のとき 補助金の額の10分の2の額

### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

# 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

# 別表1

建物区分	補助基本額(単位:万円)	加算額(単位:万円)		
		子育て世帯	只見町空き家・空 き地バンク登録 物件	町内施工業者が 設計又は建築
新築住宅取得 (既存住宅の建て替 えを除く)	5 0	1 0	1 0	1 0
中古住宅取得 (賃貸除く)	3 0	1 0	1 0	_